

検針・収納・電算処理等業務委託

入札説明書

松山市公営企業局

「検針・収納・電算処理等業務委託」（以下「本件」という。）に係る公告に基づく総合評価落札方式による一般競争入札については、松山市公営企業の契約に関する規程（昭和41年企業局規程第14号）により準用する松山市契約規則（平成20年規則第11号）及び関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 業務概要

松山市水道事業給水区域、松山市簡易水道事業給水区域及び松山市公共下水道処理区域において、水道料金等に係る検針・収納・電算処理等業務を委託するものである。

2 委託の件名

「検針・収納・電算処理等業務委託」

3 公告日

令和5年7月28日（金）

4 事務局

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

松山市公営企業局 管理部 上下水道サービス課 料金・負担金担当

電話：089-948-6530 FAX：089-934-1981

メールアドレス：kg-service@city.matsuyama.ehime.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

5 総合評価委員会

外部の学識経験者3名を含む5名による総合評価委員会を設置する。

総合評価委員会は、本件の落札者決定基準を審議し、提案書等の評価を行う。

6 入札に付する委託業務

- (1) 件名：検針・収納・電算処理等業務委託
- (2) 履行場所：松山市水道事業給水区域、松山市簡易水道事業給水区域及び松山市公共下水道処理区域
- (3) 業務内容：「仕様書」及び「特記仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日
- (5) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）：¥1,934,196,000-

7 契約方法

総合評価落札方式による一般競争入札

8 スケジュール

- (1) 公告
令和5年7月28日(金)
- (2) 入札説明書等の配布期間
令和5年7月31日(月) 午前9時から令和5年8月10日(木) 午後5時まで
- (3) 入札参加資格審査申請書等の提出期限
令和5年8月16日(水) 午後5時(必着)
- (4) 入札参加資格審査結果通知
令和5年8月21日(月) 付(予定)で郵送
- (5) 質問受付
令和5年7月31日(月) 午前9時から令和5年8月21日(月) 午後5時まで
- (6) 質問最終回答
令和5年8月25日(金)
- (7) 入札書・提案書等の提出期限
令和5年9月4日(月) 午後5時(必着)
- (8) プレゼンテーション
令和5年9月下旬(予定)(詳細は別途通知する。)
- (9) 開札
令和5年10月2日(月) 午後1時30分(詳細は別途通知する。)
- (10) 入札結果通知
令和5年10月上旬(予定)
- (11) 契約締結
令和5年10月上旬(予定)

9 入札参加者の資格要件

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当していること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 令和5年度松山市競争入札参加者資格における委託(清掃・警備等)の資格を有する者であること。
- (5) 過去10年以内に給水戸数が10万戸以上の水道事業体等における水道料金に係る検針業務及び料金収納業務の業務実績が1年以上あること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認定を受けていること

又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用する I S M S 適合性評価制度における I S M S 認証を取得していることが証明できること。

- (7) 国税、地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (9) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

10 作業従事者の要件

受託者は、本業務を効率的かつ合理的に履行するに当たり、適正な作業従事者の配置及び体制の構築等に努めるものとする。

ただし、本業務の履行に際して、体制・配置・要員等が不十分なため、業務履行に支障があると認められた場合は、受託者に対してその改善等を求めることがある。

11 開札までの手続きに関する事項

(1) 入札説明書等の配布期間及び配布要領など

- ア 配布期間：令和5年7月31日（月）午前9時から
令和5年8月10日（木）午後5時まで
ただし、土日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に限る。
- イ 配布要領：「4 事務局」において直接配布、もしくは電子メールでデータを配布する。
データでの配布を希望する入札参加希望者は、電子メールのタイトルを「検針・収納・電算処理等業務委託資料配布依頼」とし、メール本文に、データの送信先メールアドレス、申請者の名称又は商号、担当者名、電話番号等を記載し、配布期間中に「4 事務局」のメールアドレスへ発信すること。また、入札参加希望者は、メール発信後、速やかに「4 事務局」宛てに電話で確認を行うこと。
電話での確認後、「4 事務局」から電子メールでデータを配布する。
なお、配布したデータの取扱については、十分に注意すること。
- ウ 配布費用：無料
- エ 配布書類：次の書類を紙媒体1部、もしくはデータで配布する。
 - ・入札説明書
 - ・仕様書
 - ・特記仕様書
 - ・提案書等作成要領

- ・落札者決定基準
- ・技術評価採点基準

【入札参加資格関係様式】

- ・様式1 総合評価落札方式による一般競争入札参加資格審査申請書
- ・様式2 事業者調書
- ・様式3 業務実績書
- ・様式4 質問書

【入札書・提案書関係様式】

- ・様式5 入札書
- ・様式6 提案書表紙（正本）
- ・様式7 提案書表紙（副本）
- ・様式8 提案書
- ・様式8別紙1 スケジュール管理表
- ・様式8別紙2 業務責任者及び業務主任者の実績状況
- ・様式8別紙3 体制図

(2) 入札参加資格の審査

ア 提出書類

入札参加希望者は、次の書類を提出し入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、書類で押印が必要なものは、令和5年度松山市競争入札参加者資格申請書で使用印鑑として申請した印鑑（以下「使用印鑑」という。）を押印することとする。

- ①「総合評価落札方式による一般競争入札参加資格審査申請書」（様式1）
- ②「事業者調書」（様式2）
- ③「業務実績書」（様式3）

※技術評価にも使用するので「技術評価採点基準」を確認のうえ提出すること。

※本入札説明書の「9 入札参加者の資格要件（5）」以上のものを必ず記載し、発注者の給水戸数、業務内容、契約期間及び契約金額などがわかる契約書の写し並びに発注者が発行する施工証明などを添付すること。

※契約書等で業務実績が判断できない場合は、併せて判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書など）を添付すること。

- ④プライバシーマーク使用許諾証の写し又はI SMS認証取得を証する登録証の写し

イ 入札参加資格審査申請書等の提出

- ①提出方法：持参又は郵便等（信書の郵送に適する方法）

（簡易書留等配達記録が残るもの）

- ②提出期限：令和5年8月16日（水）午後5時（必着）

ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に限る。

- ③提出先及び送付先：「4 事務局」

ウ 入札参加資格審査結果通知

入札参加資格の審査結果は、令和5年8月21日（月）付（予定）で「入札参加資格審査結果通知」を申請者に郵送したうえで、電話連絡を行う。

エ 入札参加資格を認められなかった申請者に対する理由説明

- ①入札参加資格を認められなかった者は、松山市公営企業局に対してその理由についての説明を求めることができる。
- ②説明を求める場合は、書面で令和5年8月25日（金）午後5時までに持参又は郵送（必着）すること。持参の場合は、土日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に限る。
- ③提出先及び送付先：「4 事務局」
- ④回答は、令和5年8月28日（月）付で書面で行う。

(3) 質問受付・回答

ア 本件の内容等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- ①提出様式：「質問書」（様式4）
- ②提出先：「4 事務局」
- ③提出方法：電子メールによる。このとき、電子メールのタイトルは「検針・収納・電算処理等業務委託質問書（事業者名）」とし、電子メール発信後「4 事務局」へ質問の電子メールを発信した旨、電話で連絡すること。
- ④受付期間：令和5年7月31日（月）午前9時から
令和5年8月21日（月）午後5時まで
- ⑤回答：質問に対する回答は、随時電子メールにより回答するとともに、松山市ホームページで公開する。最終回答は令和5年8月25日（金）とする。

ホームページアドレス：<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

イ 「質問書」（様式4）の記載方法について

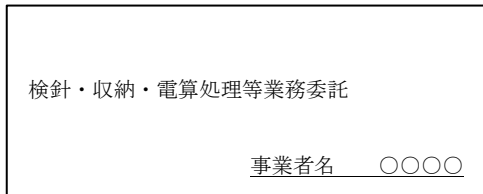
- ①本入札説明書の「11 開札までの手続きに関する事項（1）エ」に記載している書類又は様式の番号や名称等を記載し、該当する項目及び番号並びにページ番号も併せて記載すること。
 - ②質問内容は、簡潔に取りまとめて記載すること。
- ウ 電子メール以外による質問及び締め切り日以降の質問には応じない。
- エ 本件の入札に必要と判断される質問のみ受け付ける。
- オ 入札参加資格審査結果通知後は、参加資格のない者からの質問は受け付けない。
- カ 質問の内容について、「4 事務局」から電子メール又は電話で問い合わせることがある。

(4) 入札書・提案書等の提出

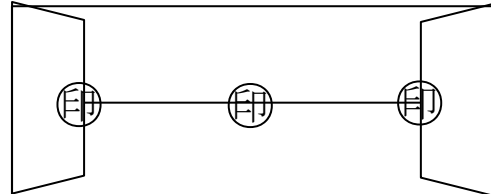
- ア 提出期限：令和5年9月4日（月）午後5時（必着）
ただし、土日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に限る。
なお、締め切りまでに提出しなかった場合は、失格とする。
- イ 提出先：「4 事務局」
- ウ 提出方法：「入札書」及び「提案書等」は、合わせて直接持参すること。

- ①入札書は封入し、糊付けしたうえで、下図のとおり封筒表面には本件件名及び事業者名を記入し、封筒裏面には割印として使用印鑑を押印すること。

【封筒表面】



【封筒裏面】



- ②提案書等は正本・副本を袋等に封入のうえ、提出すること。

- エ 提出部数等：「提案書等」は正本1部・副本10部を紙媒体で提出するとともに、併せて、正本・副本それぞれの電子媒体（CD-R）を1枚ずつ提出すること。
なお、「提案書等」の提出書類（電子媒体を含む。）は、原則としてA4縦とし、ファイル形式はMicrosoft社のOffice製品で判読できるもの又はPDFファイルとすること。なお、松山市公営企業局が指定する様式で提出する書類については、ファイル形式を変換しないこと。

(5) 入札保証金等

入札参加保証金は、次のとおりとする。

- ア 入札保証金 免除
- イ 契約保証金 免除
- ウ 保証人 不要

(6) 入札の辞退

- ア 入札参加資格結果通知を受けてから、入札書・提案書等を提出するまでに入札を辞退する場合は、「4 事務局」へ書面で提出すること。

なお、書面についての書式は問わないが、申請者の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名及び辞退理由を記載し、使用印鑑を押印のうえ提出すること。ただし、令和5年度松山市競争入札参加者資格審査申請書の入札・契約等において委任先を設定している場合は、委任先の住所（所在地）、商号又は名称、支店名、受任者職氏名を記載し、押印すること。

- イ 入札書・提案書等を提出した後は、入札の辞退を認めない。

- ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

(7) 開札の日時・場所

令和5年10月2日(月) 午後1時30分(予定) (開場：午後1時20分)

日時場所等詳細は別途通知する。

(8) 開札に関する事項

- ア 開札は、入札者又はその代理人を1業者1名まで立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人が一人も立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 松山市契約規則第6条の各号のいずれかに該当する入札
- イ 予定価格の110分の100を超えて行った入札
- ウ 氏名及び入札金額を訂正した入札

(10) 入札の中止等

天災その他やむを得ない理由があるとき、又は不正の行為が認められる等明らかに競争の実効がないと認められるときは、入札の執行を延期又は中止若しくは取り消すことがある。このとき、入札参加者が損失を受けても松山市公営企業局は賠償の責を負わない。

(11) その他

- ア 一度提出した入札書及び提案書等は、これを書換え、又は引換えをすることができない。ただし、総合評価委員会が認めた場合はこの限りでない。
- イ 入札書・提案書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ウ その他、入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）並びに松山市契約規則の定めるところによる。
- エ 「仕様書」及び「特記仕様書」等の配布書類は、本件以外での使用は認めない。
- オ 疑義、確認等がなかった「仕様書」、「特記仕様書」及び本件に関する事項についての解釈は、松山市公営企業局の解釈によるものとする。
- カ 本件の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときなどは、当該入札者に対し説明を求めることがある。

12 提案書等に関する事項

本件の入札は、検針・収納・電算処理等の業務について、入札参加者より「仕様書」及び「特記仕様書」等に基づく提案を求めるものである。

(1) 提案書等の記載内容

提案書等に記載すべき事項は、「提案書等作成要領」を参照すること。

(2) 提案書等記載内容の実態調査

提案書等に記載した内容が正当であるかを確認するため、入札参加者の施設等で調査を行う場合がある。

(3) 提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書及び特記仕様書は、提案書等をもとに双方協議のうえで作成する。

(4) 提案書等の取扱い

- ア 提出された提案書等は、情報公開の対象となり、松山市情報公開条例に基づき公開することがある。
- イ 提出された提案書等については、返却は行わない。
- ウ 提案書等の記述が、著作権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じる責任は、入札参加者が負う。
- エ 本件入札手続き等に必要な範囲で提案書等は複製することがある。

1.3 プレゼンテーションについて

(1) 開催日時・場所

入札書及び提案書等の提出締め切り後、各入札参加者に通知する。

なお、原則、日程の変更は認めないので、事前に準備しておくこと。

(2) 実施要件

- ア プレゼンテーションは、原則、本件の業務履行を予定している業務責任者又は業務主任者が行うこと。
- イ プレゼンテーションに当たって、提案書の内容を要約した資料を用いても構わない。その場合は、資料を提案書（副本）と同部数用意すること。
- ウ プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえたうえでパソコン・プロジェクタ等による説明は許可する。
- エ プレゼンテーションにおけるプロジェクタ及びスクリーンは松山市公営企業局が用意する。プレゼンテーション時に必要なパソコン及びその他機器類は入札参加者で持参すること。
- オ パソコン・プロジェクタ等でプレゼンテーションを行う場合のデータ形式は、パワーポイント（バージョンは不問）を使用することとし、会社のロゴ等は全て削除しておくこと。（例：パソコン機器外観にあるロゴ、パワーポイントのフォーマット、パッケージのロゴ、BIOSのロゴ等会社を特定できるもの全てが対象）
- カ プレゼンテーションにおけるデモの組み込み等は参加者の自由とする。なお、デモに使用するものは、デモ用アプリケーションやプロトタイプ等でも差し支えない。

(3) 実施時間

1業者90分程度とし、提案時間（デモを行う場合はその時間も含む。）を60分程度、質疑応答の時間を30分程度とする。

(4) 参加者

参加者は次の5名とする。

- ア 業務責任者
- イ 検針業務主任者又は収納業務主任者
- ウ 電算処理業務主任者又はシステムエンジニアのリーダー
- エ デモ操作者
- オ 営業責任者

1 4 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札者の決定方法等

落札者の決定は、「落札者決定基準」に基づき、次のとおり提案内容を評価し、技術評価点と価格評価点を加算した総合評価点の最も高い提案者を落札者とする。

ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」に基づき提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。

イ 入札価格の評価

「落札者決定基準」に基づき入札価格を評価し、「価格評価点」を与える。

ウ 総合評価点の算定

「落札者決定基準」に基づき「総合評価点」を算定する。

エ 抽選

落札者となるべき最も高い総合評価点の者が2者以上ある場合は、落札者を抽選により決定する。

(2) 落札者の公表等

ア 落札者については、落札者決定後、松山市ホームページで公表する。

イ 落札者の決定については、各入札参加者に書面により通知する。

1 5 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 入札説明書及び提案書等作成要領に違反した場合

(3) 公正を欠いた行為があったとして総合評価委員会が認めた場合

(4) 提出書類に不備、錯誤があり、総合評価委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

(5) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合

(6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(7) 「落札者決定基準」において失格に該当した場合

1 6 その他

(1) 本件の入札は、入札参加者が1者の場合も入札執行するものとする。

(2) 本件の入札に当たっては、入札説明書等に関する質問期間を設けているため、入札参加資格を得た者は、入札書及び提案書等提出後において入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 本件の入札に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 天災その他やむを得ない事情により、契約内容や金額の変更、又は契約そのものの締結を中止することができる。このとき、入札参加者が損失を受けても、松山市公営企業局は賠償の責を負わない。